

小田原市営プール条例の一部改正案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市営プール条例の一部改正
政策等の案の公表の日	平成25年10月21日（月）
意見提出期間	平成25年10月21日（月）から平成25年11月20日（水）まで
市民への周知方法	おだわらいふ10月15日号、市ホームページ、メールマガジン 意見募集要項の配布 （行政情報センター、小田原アリーナ、市内各支所・連絡所）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	11件（11人）
インターネット	11人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	1人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	
C	今後の検討のために参考とするもの	9
D	その他（質問など）	2

〈具体的な内容〉

(1) 代替施設の建設に関すること：9件

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	国府津海水プールの廃止は仕方ないが、温水プールを含む、新たな市営プールを開設するなどの代替案を提示すべき。	C	本改正案は国府津海水プールの廃止に関するものです。温水プールを含む新たなプールを開設する等の代替案の提示については、今後の施策の展開に当たり、ご意見の趣旨を参考にさせていただきます。

(2) 跡地の活用に関すること：1件

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	施設を改修し、別のスポーツ施設に転用・新設する計画はあるのか。	D	施設自体の老朽化、将来に渡る被災の可能性等を考慮し、廃止するとしており、施設、跡地の活用については考えておりません。

(3) その他に関すること：1件

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	御幸の浜プールは廃止するべきではない。	D	御幸の浜プールについては、廃止せず、引き続き運営いたします。